

# 下水道

— 公共下水道Q&A —

## 広げて守ろう

## 水の星

市の公共下水道は、今年度新たに片山町1丁目・2丁目、舟場地区など36ヘクタールの地域で供用が開始され、合計248ヘクタールの区域・3,460戸でトイレの水洗化が可能になっています。

また、水洗化率は7年度末で64・3%と、まだまだ低い状況となっています。快適な生活環境を早期に実現するため、水洗化工事の義務期限（供用開始後3年以内）が過ぎているかたはもちろん、まだ工事していないかたは、速やかに工事に取りかかってくさるようお願いいたします。

### 水洗化工事について

Q・水洗化工事とは何ですか？

A・くみ取り式トイレを使用してある家庭では、水洗トイレに改造する工事です。また、台所、風呂、水洗トイレなどからの汚水を、市が設置する公共ますまで流すための配管工事です。

なお、浄化槽を設置している場合は、浄化槽を廃止し排水管を直接公共ますに接続する工事です。

Q・水洗化工事はいつまでにやるのですか。また、その費用はだれが負担するのですか？

A・工事は建物の所有者が行うこととなります。また、費用についても建物の所有者に負担していただきます。なお、建物の所有者以外のかたが所有者の承諾を得て工事しても構いません。

Q・水洗化の工事費用はどれくらいかかりますか？

A・公共ますと家屋との距離や台所・風呂・トイレなどの配置、使用する材料などによって差がありますが、一般家庭の場合であれば五十万円から七十万円程度かかっているようです（積算例を参照）。

Q・水洗化工事をするにはどうすればいいのですか？

A・工事は市の工事指定店でなければできないことになっていま

すから、まず、指定店へお申し込みください。指定店では、市へ提出する書類の作成や届け出の手続きなどをしてくれます。

Q・水洗化工事に対して何か助成措置はあるのですか？

A・市では、金融機関から工事費用を無利子で借りられるよう、融資あっせんをしています。融資金限度額は五十万円（くみ取り式トイレの数によっては百五十万円まで）で、五十カ月以内の償還です。利子は市が負担します。

融資を受けたい場合は、工事申し込みの際に工事指定店にお話しください。所得証明書など融資に必要な書類を用意すれば、手続きは指定店がしてくれます。



### 受益者負担金について

Q・受益者負担金はなぜ納めなければならぬのですか？

A・下水道の整備には多額の費用がかかります。下水道が整備さ

れることによってトイレの水洗化などの利益を受けるかたに事業費の一部を負担していただくものです。

通常、公共施設の整備は公費でまかなうものですが、下水道事業の場合は整備された区域のかただけが利益を受けることとなります。公費だけでまかなうと未整備区域のかたとの間に不公平が生じるようになります。そこで負担の公平を図るため、受益者負担金として公費に還元していただくものです。

Q・受益者負担金はだれが納めるのですか？

A・原則として下水道整備区域内の土地所有者に負担していただきますが、借地権など権利の目的となっている土地（一時的なものは除く）については、権利者に納めていただきます。例えば、土地を半ば永住する意向で借地している場合には、実際に下水道の利益を受ける借地人が納めることになります。

Q・農地などにも受益者負担金がかかるのですか？

A・受益者負担金は原則としてすべての土地についてお願いするものですが、農地や山林、原野などのように下水道が整備されても利益を生じない土地については、宅地化するまで徴収を猶予することになります。

Q・受益者負担金はいくらぐらい